

鶴ヶ島市総合防災訓練実施方針

令和4年8月2日市長決裁

令和6年10月31日一部改正

1 実施方針の意義

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）は、市、国、埼玉県その他の防災関係機関はもとより、市民、自治会、地域支え合い協議会、事業者等と連携しての対応が求められる。

そして、災害時への対応が防災関係機関、市民、事業者等が一体となることができるよう、災害対策基本法、防災基本計画及び鶴ヶ島市地域防災計画により、平時において防災・減災に向けた防災訓練を実施することが定められている。

この実施方針は、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の方針を示すとともに、昨今の全国的な災害状況を踏まえ、防災訓練を通じて、より多くの市民が防災・減災に関する意識を高めることができるよう、防災訓練を実施する際の基本的な考え方について示すものである。

2 防災訓練の目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的には次のとおりとする。

- (1) 防災訓練を通じて、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証すること。
- (2) 防災訓練を通じて、災害時における各防災関係機関の適切な役割分担と相互に連携協力した実効性ある対応方策を確認するとともに、災害発生に備え、平時からの関係機関相互の連携強化を図ること。
- (3) 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱点や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善を図ること。
- (4) 市民一人一人が、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動等をとれる社会の構築に向け、防災訓練に際して、日常及び災害時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、市民の防災・減災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。

3 防災訓練の開催方法

(1) 防災訓練の名称

市が地域住民と連携して総合的な防災・減災に当たって行う防災訓練の名称は、「第〇回鶴ヶ島市総合防災訓練」（以下「総合防災訓練」という。）とする。

(2) 実施地域

総合防災訓練は、毎年度1回、小学校区を単位として、次に掲げる順に実施する。

ア 鶴ヶ島市立鶴ヶ島第一小学校

イ 鶴ヶ島市立新町小学校

ウ 鶴ヶ島市立藤小学校

エ 鶴ヶ島市立栄小学校

オ 鶴ヶ島市立長久保小学校

カ 鶴ヶ島市立鶴ヶ島第二小学校

キ 鶴ヶ島市立南小学校

ク 鶴ヶ島市立杉下小学校

(3) 実施時期

総合防災訓練は、他の防災訓練との日程の重複を避けるため、毎年10月又は11月の休日に実施する。ただし、実施地域におけるイベントその他の都合により、当該月に実施すべきでないと市長が判断した場合は、この限りでない。

(4) 実施主体

総合防災訓練は、実施地域の市民、自治会、地域支え合い協議会等による防災訓練準備委員会を組織し、訓練内容を協議して実施するものとする。

防災訓練準備委員会の委員長及び副委員長は、市民の中から選出するものとし、委員長が不在のときは、副委員長が委員長の職務を代理するものとする。

4 総合防災訓練の中止

天候不良その他やむを得ず中止にせざる得ない事由が発生した場合は、総合防災訓練を実施しないものとする。この場合における総合防災訓練の取扱いは、次の表のとおりとする。ただし、一部実施したときは、実施したもののみなす。

区 分	取 扱 い
実施地域	翌年度、当該中止となった小学校区において、総合防災訓練を実施する。
訓練回数	当該中止となった回を通算の訓練回数として数える。